

医療的ケア児対応小規模保育事業の創設

本年、障害者差別解消法が施行され、また、医療的ケアを必要とする児童（医療的ケア児）の支援推進に向け、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部が改正されている。また、医療的ケア児の保育ニーズは年々高まっており、これらに対応する施設として、児童発達支援事業所（重症心身障害児対応）を併設した小規模保育事業施設を整備することで、医療的ケアが必要なお子さんも安心して預けることができる保育環境を提供する。

既存の教育・保育施設による医療的ケア児の受入れでは、

- ◇ 安定した医療的ケア体制の確保が極めて困難
- ◇ 集団が大きくなることによる感染症リスク・重症化リスクなどの課題がある。

安全面でリスク

体制の確保が困難

安全な保育環境の整備

医療面でのバックアップ体制を充実し、より安全な保育を提供。

保育と療育の提供

保育と療育の両方を一体的に提供。

市民サービスの向上

年々増加する医療的ケアを必要とする児童の保育ニーズに対応。また、送迎サービスによる利便性も向上。

併
設

医療的ケア児対応小規模保育事業所

（定員 19 人：原則 0～2 歳児、3 歳児以上も可）

- ◆ 小集団でのよりきめ細やかな保育の保障
- ◆ 健常児とのインクルーシブ保育

【重心児】児童発達支援事業所

- 看護師・機能訓練士・嘱託医などの配置
- 機能訓練士などによる療育の保障
- 送迎サービスの提供で堺市内全域をカバー

待機児解消

小規模保育事業所創設による待機児解消（医療的ケア児の入所）。

民間活力の活用

民間が有する専門分野の人材を活用し、その豊富な経験やノウハウを活用。

◇3 歳以降の子どもについて、健康状態から大きな集団での保育が可能
また必要と思われる場合、公立こども園などで受入れを実施していく。